

入 札 説 明 書

【電子入札システム対応】

「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市
エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務

令和7年6月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和 7 年 6 月 23 日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 【電子入札システム対応】「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- (3) 仕 様 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 医療機関からの生体試料（血液・尿）の回収及び生化学検査等の業務実績を有すること。
- (7) 衛生検査所登録、CAP（米国臨床病理協会）の施設審査基準認定、臨床検査における国際規格 ISO15189 のすべての資格を有していること。

3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者の IC カードに限る。）を取得していること。

・ <https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式参加届（別紙 1）を 7.（1）に示す期間及び場所に提出すること。提出は、書面の持参若しくは郵送又は電子メールによること。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 18 日（金）14 時 00 分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ 1 階 第 1 会議室

（茨城県つくば市小野川 16-2）

6. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。
 - ①提出期間：令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 6 月 30 日（月）16 時 00 分まで。

②提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2775 (担当：長嶋)

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先：c-hotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務）（担当：長嶋）】とすること。
※当研究所WEBサイトに掲載（本公告掲載先と同一ページ）

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和7年7月4日（金）10時00分から

令和7年7月18日（金）14時00分まで。

②閲覧場所：当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）

(3) (1) の質問がない場合、(2) については行わないものとする。

7. 入札参加資格証明書類等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、本入札説明書2. (1) 及び(7) の証明書類ならびに(6) に該当する業務実績を証明できる契約書、報告書等の写しを次に従い提出すること。

①提出期限：令和7年7月14日（月）16時00分

②提出場所：本入札説明書6. (1) ②と同じ

③提出方法：書面は持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする。）により提出する。また、電子入札システム（同システムにより入札する者に限る。）若しくは電子メール（送付先：c-hotatsu@nies.go.jp）による電子データの提出も可とする。メールの場合、件名を【入札参加資格証明書類の提出（「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務）（担当：長嶋）】とすること。

(2) (1) のとおり提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

①期 間：入札日及び開札の2営業日前17時00分。

8. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

①7. (1) ①の日時までに、電子入札システムの証明書等提出画面において、~~2. (1) 及び(6) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。~~

(1) 及び(7) の証明書類ならびに(6) に該当する業務実績を証明できる契約書、報告書等の写しを次に従い提出すること。

②5. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。

⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。

⑦事由のいかにかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。

⑧入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 紙入札の場合

- ①入札書（別紙２）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。なお、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第○回）を記載すること。
- ②入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ③入札金額については、１．（１）の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
- ④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑤入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑥入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑦新型コロナウイルスによる感染症（ＣＯＶＩＤ－１９）の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は３通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（○回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。
提出期限：入札及び開札の前日（※）１６時００分
※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く。
提出場所：本入札説明書６．（１）②と同じ
- ⑧入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書２．（１）の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑨入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるときは、その委任状（別紙３、４）を持参させなければならない。
- ⑩入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑪開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑫入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑬提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑭入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- （１）競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- （２）紙入札において、委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- （３）紙入札において、記名を欠いた入札書
- （４）入札金額の記載が不明確な入札書
- （５）入札金額の記載を訂正した入札書
- （６）誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- （７）明らかに連合によると認められる入札書
- （８）同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- （９）同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- （１０）その他の入札に関する条件に違反した入札書

1 0. 落札の決定

本入札説明書 2 の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札決定を保留の上、低入札価格調査を実施することとし、落札者となるべき者はこの調査に応じなければならない。低入札価格調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

1 1. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として 2 回を限度とする。

ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない場合においては、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

1 2. 同価格の入札が 2 人以上ある場合の落札者の決定

(1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の 3 桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙 2）の記載欄に任意の 3 桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。

(2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

1 3. 落札内訳書の提出

(1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は、可能な限り詳細に記載すること。

(2) 内訳書の様式は自由とする。

(3) 内訳書は返却しない。

1 4. 契約書等の提出

(1) 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案（別紙 5）に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。

(3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 5. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

1 6. 入札結果及び契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人の HP において公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法

人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ 3分の1以上2分の1未満

・ 2分の1以上3分の2未満

・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

17. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777（受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30）

Email: sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

(別紙 1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

E-mail :

(別紙2)

入札書

金 _____ 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙6の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

<記入例>

入札書

金 _____ 円

※仕様書で示す業務内容及び業務契約期間に係る一切の費用を記載（電子入札システムでは入力）すること。

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙6の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社△△△△

代 表 者 名 代表取締役 □ □ □ □

<（復）代理人 ◎ ◎ ◎ ◎ >

※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり
代理人又は復代理人が記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙3)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を代理人と定め、令和7年6月23日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙4)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和7年6月23日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先	
部署名	:
担当者名	:
責任者名	:
TEL	:
E-mail	:

(別紙5)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、(以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査(福岡市・下野市エリア)」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務
2. 契 約 金 額 総 額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契 約 期 間 自 契約締結日 至 令和8年12月31日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者(再委託等先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書(別紙)を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」(当研究所HPに掲載)を参照すること。

掲載先: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saiitaku.pdf>

(監督職員)

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、

又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。

2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は業務の実績数量が仕様書上の予定数量に満たない等、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するとき、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 甲が第8条又は第9条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項

第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がそのを超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第11条 乙は、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から10日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第13条 甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から60日以内に契約金を支払うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、第8条又は第9条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第15条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第16条 乙は、第8条第4項の規定による契約金額の返還又は第10条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第17条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第18条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込み）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込み）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

TEL：

E-mail：

(別紙6)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(参 考)

紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について
本調達に関する質問回答書は当研究所HP上で閲覧可能である。
2. 入札書について
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
 - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
 - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を經由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。

仕様書

1 件名 「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 8 年 12 月 31 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目的

本業務は、「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査（以下「パイロット調査」という。）の研究計画書に基づき、福岡県福岡市及び栃木県下野市エリアのパイロット調査参加児（15-17 歳）とその母親に対して実施する青年期調査において採取された生体試料（血液・尿）を各協力医療機関から回収し、生化学検査項目等の測定を行うとともに、化学分析用の試料を分注し適切な保管施設等に輸送するものである。

5 業務内容

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）担当者と十分な打ち合わせを行い、必要な人員及び機材等を配備し、情報連絡・管理体制を構築した上で、以下の業務を実施することとする。また、業務開始前に NIES 担当者とのキックオフ会議を開催し、請負者は業務実施計画書、作業手順書を共有すること。実施された業務の内容を NIES に報告するため、月 1 回程度の定例報告会を開催すること。定例報告会では業務全体の進捗、並びに個別の進捗管理資料（課題管理、変更管理、リスク管理、品質管理等）を作成の上、必要に応じて作業状況を報告すること。なお、NIES が提供する情報の目的外利用を禁止する。

5.1 業務開始前の準備

5.1.1 NIES が別途実施する「「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市・下野市エリア）」に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務」の契約締結会社（以下「調査会社」という。）が採取する参加児と母親の生体試料（血液・尿）の回収、遠心分離、分注、輸送、生化学検査等業務について、業務実施マニュアルを策定し、NIES の承認を得る。業務実施マニュアルの策定にあたっては、NIES から提供する実施マニュアルとその内容を整合させるものとする。

5.1.2 調査予定者数と調査期間は別紙 1 のとおりであるが、実施数及び回収数は応諾状況によって変動する。

5.1.3 生体試料の回収期間は、調査期間のうちの 12 日間程度とし、回収時間は 10 時から 17 時の間を予定すること。具体的な検体回収日、時間等は NIES と協議の上で決

定する。ただし、日曜日、祝祭日及び年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く。

5.1.4 NIES が提供する参加者識別 ID を含む参加者情報と調査会社から提供される生体試料に関する記録票（伝票番号、検体種類、本数、参加者識別 ID）の情報を読み取り、回収、分注、検査等の状況を管理することが可能なシステム（以下「生体試料データシステム」という。）を構築する。生体試料データシステムにおいてクラウドサービスを利用する場合には、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度等（ISMAP）に登録されているクラウドサービスを利用すること。

5.1.5 生体試料データシステムを構築するにあたっては、生化学検査結果のデータ、試料送付に関するデータ（以下「試料送付リスト」という。）を NIES が運用するデータ管理システムと連携するよう、NIES 担当者とデータ仕様、データ定義（結果報告に必要な項目等）を調整すること。試料送付リストについては、データ管理システムが指定するデータ仕様、データ定義に沿って管理、出力できるようにすること。また、NIES において検査結果をデータ管理システムに格納し、参加者に結果報告を行うため、参加者識別 ID に対して、重複する検査結果が発生した場合には、速やかに NIES に報告するものとする。

5.1.6 検体紛失等の重大なインシデントが発生した際には、速やかに NIES に報告するものとする。インシデント発生にあたっては、発生経緯、原因、対応対策を明記したインシデントレポートを作成し、可能な限り速やかに提出すること。

5.2 生体試料の回収・受取

5.2.1 生体試料の回収予定日と回収場所について、10 営業日前までに NIES 担当者から電子メール等により連絡を受ける。

5.2.2 生体試料回収担当者は、連絡を受けた回収場所に、業務実施マニュアルに定めた回収時間、回収条件等に従って、別紙 2 に記載する採取時資材（参加児 1 人当たり血液試料（採血管）5 本、尿試料（採尿容器）1 本と、母親 1 人当たり血液試料（採血管）3 本、尿試料（採尿容器）1 本を予定）の回収を行う。

5.2.3 生体試料回収担当者は、回収するその場で検体ラベル、回収依頼票を照合し、以下の内容について確認する。

- ・ 参加者識別 ID
- ・ 採取年月日
- ・ 検体の種類、検体量
- ・ 保存状態（冷蔵等）
- ・ 受領本数・受領年月日
- ・ 受領者（検体集荷者署名欄）
- ・ 容器の蓋の密閉の状態

5.2.4 生体試料回収担当者は、上記必要事項を確認後、生体試料を搬送拠点へ冷蔵で搬入する。

5.2.5 搬送拠点において、発送試料の依頼に基づいた試料数を確認し、梱包を行い、その日の搬送拠点ごとに定めた最終時間に、遠心分離、分注等を行う検査施設へ空輸又は、陸送にて搬送する。搬送中の温度変動条件は2～15℃の間とし、設定温度範囲を超えた場合は記録し、NIESに報告する。

5.2.6 搬送された生体試料を検査施設の受け入れ室にて開梱し、温度管理や、開梱時の温度等の確認を行う。温度管理の異常、その他事故等による搬送の遅れなどは適切に対処し、NIESに報告する。

5.3 生体試料の受付

生体試料の受付担当者は、回収依頼票の参加者識別IDと生体試料の採血管や採尿容器に貼付された参加者識別IDを読み取り、IDの一致を確認する。確認後、生体試料データシステム用IDと関連付ける等、生体試料データシステムに必要事項を入力する。

5.4 血液試料の遠心分離、分注・測定

5.4.1 血液試料は、以下に定める環境下で作業を行うこと。

- (1) 分注担当者が無塵衣を着用した上で、クリーンルーム (ISO 14644-1, Class7 程度) 又は、安全キャビネット (NSF/ANSI 49-2016 クラス II 以上) 内に搬入し、作業を行う。また、分注等業務開始時に別紙2の環境分析を行い、NIESに報告する。
- (2) 血液試料に触れる分注機のチップやマニュアル分注に用いるピペット等は、予めNIESと協議の上、化学物質による汚染のないことを確認した機材を用いる。分注用機材は、試料ごとに新たな機材を用いる。

5.4.2 全血試料を分注する。

(1) 参加児の全血試料

- ・回収した全血用の採血管 (EDTA-2K 採血管2本とフッ化ナトリウム入採血管1本) を転倒混和等した後、EDTA-2K 採血管1本とフッ化ナトリウム入真空採血管1本は生化学検査用とし、EDTA-2K 採血管1本は化学分析保管用とする。
- ・EDTA-2K 採血管1本 (化学分析保管用) は、別紙3に示す保管容器に0.5mlずつ、2本に分注する。試料不足の場合であっても空の保管容器を提出し、空の保管容器IDに関するデータを報告すること。
- ・分注後は、保管容器付属の専用ラックに収納し、-80℃で一時保管する。
- ・分注終了後、試料送付リストに必要な事項を入力する。
- ・分注後の残試料は請負者で適切に廃棄する。

(2) 母親の全血試料

- ・回収した全血用の採血管 (EDTA-2K 採血管1本とフッ化ナトリウム入採血管1本) を転倒混和等した後、EDTA-2K 採血管1本は化学分析保管用とし、フッ化ナトリウム入採血管1本は生化学検査用とする。
- ・EDTA-2K 採血管1本 (化学分析保管用) は、別紙3に示す保管容器に0.5mlずつ

つ、2本に分注する。試料不足の場合であっても空の保管容器を提出し、空の保管容器 ID に関するデータを報告すること。

- ・分注後は、保管容器付属の専用ラックに収納し、 -80°C で一時保管する。
- ・分注終了後、保管容器と生体試料データシステムへの入力事項を確認する。
- ・分注後の残試料は請負者で適切に廃棄する。

5.4.3 参加児と母親の血清分離材入り採血管を遠心分離にかける。遠心分離後の血清試料について、以下に定めるとおり分取・分注する。血清試料については、参加児と母親で生化学検査の項目が異なるものの、取り扱い方法は同一である。

- (1) 参加児と母親の生化学検査に必要な量を分取する。分取後は、速やかに生化学検査を行う。
- (2) 生化学検査後の残血清試料を化学分析保管用に別紙3の保管容器に0.5 ml ずつ、4本分注する。分注後は、 -80°C で一時保管する。試料不足の場合であっても空の保管容器を提出し、空の保管容器 ID に関するデータを報告すること。残試料は請負者で適切に廃棄する。

5.4.4 参加児と母親の全血試料及び遠心分離後の血清試料について、以下に定める生化学検査を行う。

- (1) 参加児の全血試料(5.4.2)と血清試料(5.4.3)について、以下の項目の検査を行う。全ての検査を行うための試料量が不足する場合は、優先順位で分取、検査を行うこと。本検査に係る分注量については、採取量と検査に必要な検体量を鑑み適宜調整する。測定法は以下に準拠することとし、異なる測定法を採用する場合は、手法間の相関性・一致性を示すデータを取得し、NIES 担当者の承認を得た上で実施すること。

① 全血試料の分析項目(測定法)

- ・ヘモグロビン A1c※の測定(酵素法)
- ・MCH, MCV, MCHC, WBC※, RBC, Hb※, Ht, PLT※の測定(赤血球パルス波高値検出法又は自動化法)

② 血清試料の分析項目(測定法)と優先順位

1. 特異的 IgE の5項目測定(FEIA)

分析する項目は、コナヒョウダニ、スギ、シラカンバ、カモガヤ、ブタクサを対象とし、クラスと濃度を報告する。

2. 非特異的 IgE の測定(FEIA)

3. 甲状腺刺激ホルモン(TSH)※の測定(IFCC-ECLIA、IFCC-CLEIA 又は IFCC-CLIA)

4. クレアチニン※の測定(酵素法)

5. LDL コレステロールの測定(直接法)

6. HDL コレステロール※の測定(直接法)

7. LH の測定(CLIA)

8. FSH の測定 (CLIA)
9. フェリチンの測定 (CLEIA または LA)
10. TIBC の測定 (比色法)
11. 血清鉄の測定 (比色法)
12. 麻疹抗体価 (IgG) の測定 (EIA)
13. AMH の測定 (CLEIA) → 女兒のみ

(2) 母親の全血試料 (5.4.2.) と血清試料 (5.4.3) について、以下の項目の検査を行う。全ての検査を行うための試料量が不足する場合は、優先順位で分取、検査を行うこと。本検査に係る分注量については、採取量と検査に必要な検体量を鑑み適宜調整すること。測定法は以下に準拠することとし、異なる測定法を採用する場合は、手法間の相関性・一致性を示すデータを取得し、NIES 担当者の承認を得た上で実施すること。

① 全血試料の分析項目 (測定法)

- ・ ヘモグロビン A1c※の測定 (酵素法)

② 血清試料の分析項目 (測定法) と優先順位

1. 特異的 IgE の 5 項目測定 (FEIA)

分析する項目は、コナヒョウダニ、スギ、シラカンバ、カモガヤ、ブタクサを対象とし、クラスと濃度を報告する。

2. 非特異的 IgE の測定 (FEIA)

3. クレアチニン※の測定 (酵素法)

4. LDL コレステロールの測定 (直接法)

5. HDL コレステロール※の測定 (直接法)

5.4.5 迅速結果報告

生化学検査 (5.4.4) のうち、※印の検査項目について、NIES の指定した範囲から逸脱した検査値 (迅速結果) の場合、速やかに NIES に報告すること。

5.4.6 パニック値 (緊急報告) の報告

生化学検査の項目のうち、パニック値 (緊急報告) に該当した検査値の場合、速やかに NIES に報告すること。

5.5 尿試料の分注・測定 (参加児と母親)

5.5.1 参加児と母親の尿試料は、以下に定める環境下で分注作業を行う。なお、参加者と母親の測定項目及び取り扱い方法は同一である。

- (1) 分注担当者が無塵衣を着用した上で、クリーンルーム (ISO 14644-1, Class7 程度) 又は、安全キャビネット (NSF/ANSI 49-2016 クラス II 以上) 内に搬入し、分注作業を行う。また、分注等業務開始時に別紙 2 の環境分析を行い、NIES 担当者

に報告する。

- (2) 尿試料に触れる分注機のチップやマニュアル分注に用いるピペット等は、化学物質による汚染のないことを確認した機材を用いることとし、NIES の事前承認を得ること。分注用機材は、試料ごとに新たな機材を用いる。

5.5.2 採尿容器から、比重及びクレアチニン測定用に必要量分取する。

5.5.3 分取後の残試料を別紙 3 に示す保管容器に 0.4 ml ずつ分注する。分注本数は最高 16 本とし、分注後は保管容器付属の専用ラックに収納し、 -80°C で一時保管する。分注終了後、保管容器と生体試料データシステムへの入力事項を確認する。試料不足の場合は空の尿保管用チューブを提出し、空の尿保管用チューブ ID に関するデータを提出すること。分注後の残試料は適切に廃棄すること。

5.5.4 参加児と母親の分取した尿試料 (5.5.2) について、以下の項目の検査を行う。全ての項目を検査するための試料が不足する場合は、以下に示す優先順で検査を行うこと。本検査に係る分注量については、採取量と検査に必要な検体量を鑑み適宜調整すること。

① 尿試料の分析項目 (測定法) と優先順位

1. 比重 (屈折率法)
2. クレアチニン (酵素法)

5.6 生体試料の輸送

5.6.1 化学分析保管用の全血試料、血清試料、尿試料を業務終了前までに、NIES が指定する試料保管施設 (埼玉県所沢市内) に輸送 (冷凍) する。輸送費用は請負者が負担すること。

5.6.2 輸送する際は、事前に試料送付リストを作成し、NIES の指定するサーバに格納すること。輸送完了後、NIES 担当者まで報告すること。

5.6.3 全ての化学分析保管用試料は、保管施設への輸送までの間、一時的に -80°C の冷凍庫に保管する。

6 請負業者の資格及び条件

6.1 生体試料の回収、遠心分離、分注、生化学検査項目測定等を一元的に管理することが可能であること。

6.2 試料の受け入れ、処理、一時保管等の電子情報を一元管理するとともに、バックアップ体制、トレーサビリティを確保することができること。

6.3 回収した生体試料について、原則 24 時間以内に遠心分離等の前処理を行い、速やかに分注等の処理をし、生化学検査項目測定検査、保管等の業務を一体として実行できるシステムを有すること。

6.4 生化学検査の実施に際しては、①衛生検査所登録、②CAP (米国臨床病理協会) の施設審査基準認定、③臨床検査における国際規格 ISO15189 のすべての資格を有し

ていること。

7 費用請求について

- 7.1 本業務における回収費用は、当月末までに回収した生体試料本数の費用を請求すること。請求にあたっては、回収年月日・受付 ID・回収場所・生体試料名・回収本数・回収単価・回収費等を記載した月別回収一覧を添付すること。
- 7.2 本業務における生化学検査費用は、当月末までに実施した生体試料の検査項目ごとに実施件数の費用を請求すること。請求にあたっては、受付年月日、受付 ID、検査項目名、検査項目単価等を記載した月別検査実績一覧を添付すること。
- 7.3 参加者の生化学検査の実施予定数については、別紙 1 を想定すること。
- 7.4 見込数量及び業務実績数量のいずれかが変動しても変動しない費用（以下、「固定費用」という。）については、令和 8 年 12 月 31 日までの業務が全て終了した後請求すること。なお、NIES が承認した場合は、固定費用を年度毎又は月毎に請求することを可とする。ただし、本業務の契約の全部又は一部が解除された場合、NIES は請負者に対して業務不履行と認められる部分の費用について協議するものとする。

8 成果物の提出

請負者は、生体試料データシステム等により定期的に業務経過及び検査結果を報告すること。また、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出する。

(1) 生化学検査結果 1 式

迅速通知（NIES の指定した値から逸脱した検査値）及び月毎（毎月最終営業日に、前月最終営業日以降の報告可能な検査結果を NIES 指定するサーバに格納すること）

(2) 試料送付リスト 1 式

試料送付の 1 営業日前までに NIES の指定するサーバに格納すること

(3) 業務結果報告書 1 部

業務結果報告書には、実施体制、標準作業手順書、生化学検査結果、検査サマリー（使用試薬、測定機器、基準値、上限・下限値等を含む）、精度管理データ、測定結果、集荷・資材に関するリストを含むものとする

(4) 業務結果報告書、生化学検査結果及び試料送付リストを収録した電子記録媒体（DVD-R 等） 1 式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES と協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

9 著作権等の扱い

- 9.1 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- 9.2 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- 9.3 上記 8.1 及び 8.2 にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

10 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下の URL において公開している。(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。

- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

11 検査

本業務終了後、NIES 担当者の立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

12 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

13 その他

- 13.1 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等の際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。
- 13.2 請負者は、本業務の一部を他の業者に外注する場合は、エコチル調査業務遂行上の注意点等を伝えるとともに、業務全体の管理監督責任を負うこと。
- 13.3 業務実施にあたっては、上記「5. 業務内容」に記載する立ち入り検査のほか、必要に応じて NIES 担当者による立ち入り検査を実施することがあるため、請負者はそれに協力すること（本業務の一部を他の業者に外注する場合にはその外注先も含む。）。
- 13.4 請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。

調査予定者数と調査日数

調査地域	参加者母数 ^{※1}	調査予定者 (参加児) ^{※2}	調査予定者 (母親) ^{※3}	調査日数	調査予定時期
福岡県福岡市	83	42	33	6日間	令和7年8月～令和8年10月
栃木県下野市	79	40	32	6日間	令和8年5月～令和8年10月
合計	162	82	65	12日間	

※1 パイロット調査参加者数（児）

※2 参加者母数の5割推定

※3 参加者母数の4割推定

※調査予定者数、調査日数、調査予定時期等は入札公告日時点で想定する情報であるため、変動する可能性がある。

別紙 2

環境分析について

1. 目的

「子どもの健康と環境に関する全国調査パイロット調査青年期調査（福岡市、下野市エリア）に係る生体試料回収、分注及び生化学検査等業務」のうち、分注作業における作業環境測定を行い、3.に示す物質のコンタミネーションがない（または、業務に影響のないレベルである）ことを確認することを目的とする。

2. 方法

エコチル調査で収集する生体試料を生理食塩水に置き換え、分注作業を予定している部屋あるいは安全キャビネット等の環境下において、使用予定の機器、チップやチューブを用いて分注作業を行う。分析に必要な試料量を分注し、3.の物質について検査を行う。

3. 対象物質

- フタル酸モノエステル類（5項目：MnBP、MEHP、MEHHP、MEOHP、MBzP）
- 金属類（5元素：Cd, Pb, Hg, Se, Mn）
- パラベン類（5項目：Methyl-, Ethyl-, Propyl-, Butyl-, Benzyl-）
- PFAS（9項目：PFHpA, PFOA, PFNA, PFDA, PFUnA, PFDoA, PFHxS, PFOS, F-53B）
- ビスフェノール類（4項目：BPA, BPF, BPS, BPAF）

4. 結果報告

本測定は、分注等業務開始時に実施し、結果についてNIES担当者に報告する。NIES担当者は結果の報告を受け、著しいコンタミネーションが確認された場合は使用機材等について協議する。

別紙 3

生体試料の採取時期、採取量及び保管容器

1. 生体試料の採取時期及び採取量

採取時期	生体試料の種類	採取量
青年期調査 (参加児)	血液	20 mL 程度
	尿	10 mL 程度
青年期調査 (母親)	血液	11 mL 程度
	尿	10 mL 程度

2. 採取時資材

採取時期	生体試料の種類	採取時容器	容器容量	本数 (1人あたり)
青年期調査 (参加児)	血液	EDTA-2K採血管 (テルモ、ベノジェクトII真空採血管、型番：VP-DK051K)	1 mL	2
		フッ化ナトリウム採血管 (テルモ、ベノジェクトII真空採血管、型番：VP-FH052K)	2 mL	1
		血清分離剤入り採血管9mL (テルモ、ベノジェクトII真空採血管、型番：VP-AS109KM50)	9 mL	2
	尿	プレビオスピッツ (V底, 大扇産業)	10 mL	1
青年期調査 (母親)	血液	EDTA-2K採血管 (テルモ、ベノジェクトII真空採血管、型番：VP-DK051K)	1 mL	1
		フッ化ナトリウム採血管 (テルモ、ベノジェクトII真空採血管、型番：VP-FH052K)	2 mL	1
		血清分離剤入り採血管9mL (テルモ、ベノジェクトII真空採血管、型番：VP-AS109KM50)	9 mL	1
	尿	プレビオスピッツ (V底, 大扇産業)	10 mL	1

※ 2. 採取時資材は、調査会社の採取用であり、本業務での回収予定の資材である。

3. 保管容器

採取時期	生体試料の種類	保管容器の詳細	分注量	必要本数 (1人あたり)
青年期調査 (参加児)	全血	バイオバンキングチューブ アゼンダ社 0.5mL デュアルコードチューブ, キャップ付/ラック, 68-0701-12	0.5 mL	2
	血清	バイオバンキングチューブ アゼンダ社 0.5mL デュアルコードチューブ, キャップ付/ラック, 68-0701-12	0.5 mL	4
	尿	バイオバンキングチューブ アゼンダ社 0.5mL デュアルコードチューブ, キャップ付/ラック, 68-0701-12	0.4 mL	16
青年期調査 (母親)	全血	バイオバンキングチューブ アゼンダ社 0.5mL デュアルコードチューブ, キャップ付/ラック, 68-0701-12	0.5 mL	2
	血清	バイオバンキングチューブ アゼンダ社 0.5mL デュアルコードチューブ, キャップ付/ラック, 68-0701-12	0.5 mL	4
	尿	バイオバンキングチューブ アゼンダ社 0.5mL デュアルコードチューブ, キャップ付/ラック, 68-0701-12	0.4 mL	16

※ 3. 保管容器（専用ラックを含む）は、NIES より提供する。提供頻度については、請負先と NIES で調整するものとする。